

令和 3 年度第 3 回会議（意見等まとめ）

現用文書の管理状況の公表等について

- 公文書管理法の趣旨を踏まえ、行政文書ファイル管理簿に関しては、国に準じた規定を公文書管理条例に設ける必要がある。1年保存文書についても、尼崎市の実態と合わせて、管理簿に記載する必要がある。
- ファイル管理簿の名称について、他の自治体では、「公文書」の名称を冠していないものが見られるが、公文書管理が基本的な目的であるため、「公文書」の名称を冠する方がよいと思われる。
- 法第9条第1項の管理状況の報告について、この報告事務がなければ、実施機関が自らの文書管理の現状を確認することがないため、義務付けする方がよいと考える。
- 必ずしも国の規定に全て準じる必要はなく、尼崎市で実施可能な範囲でよいと思われる。法第9条第3項の实地調査や報告などについて、監査制度を活かせることができるのならば活用する方法もあると思われる。
- 法第9条第3項などは、实地調査や報告等を求めるものであり、行政内部の業務負担の問題と関わっている。また、公文書管理条例の実施機関に指定管理者を含めるかどうかの審議とも関わるため、その際に改めて審議してもよいのではないか。
- 市の場合には、市長自身が実施機関の中心である一方で、市長以外にも実施機関があり、国の行政組織とは異なるため、国の規定と平行に考えにくいところもある。
- 法第9条に関しては、基本的には国の規定に準じる方向であるが、尼崎市における実情も踏まえて、市独自の規定も検討してよいのではないかとと思われる。

保存期間満了時の措置（移管、廃棄、延長）について

- 歴史的価値を有する重要な公文書の廃棄は、市民の貴重な知的資源を失うことになるため、保存期間満了時の歴史的公文書の選別（移管又は廃棄）の制度設計は非常に重要になる。
- 各自治体では、廃棄を行う際の仕組みとして、様々な工夫がされているが、尼崎市では、専門職が配置され、ノウハウの蓄積があり、その人的資源の活用が可能と考えられる。
- 公文書管理法の趣旨を踏まえ、尼崎市の条例においても、レコードスケジュール制度を国に準じて導入する必要がある。
- 歴史博物館の専門性を活かした制度を導入することは妥当と思われる。
- 市長は実施機関としての性格も含め、多元的な性格を持ち合わせているため、国の規定と平行に考えにくいところもある。
- 歴史博物館の専門職の能力の活用と、市長の同意の規定とは代替性があると思われるが、仮に、尼崎市の条例に、法第8条第2項のような規定を設けるとすれば、市長部局以外の実施機関との関係で、市長と協議、同意という形になるため、その場合は、規定上の工夫が必要と思われる。
- 基本的な方向性としては、事務局の提示のまとめの方向で了とし、更に審議を進めていくこととする。

歴史的公文書の選別、保存等について (職員への意識付け)

- 歴史的公文書に対して、現状、全庁の職員の意識は様々だと思われる。また、選別作業は、所管課にとってオーバーワークになると思われる。
- 歴史的公文書は市民の財産であることから、所管課の職員には、誰のために、何のために選別作業をするのか等について認識していただくよう、働きかけ、意識付けは徹底していただく必要がある。
- 過去を振り返り、説明できるような資料作成が各所管課でなされていれば、歴史博物館の業務量を、少しでも減らすことにもつながると思われる。
- 各所管課への意識付け等は非常に重要なことだと思われる。

歴史的公文書の選別、保存等について (受け入れ体制)

- 歴史的公文書の受け入れ体制が上手くいくための最大の要素は、受け入れる側の人員と、場所がどの程度整備されているかに関わってくるが、現状を視察した範囲では、大いに不安である。
- 来年度に条例が施行されるとして、今年度から準備をしていく中、施行当初の頃の業務は、京都大学大学文書館での経験上、非常に負担は大きいと思われる。
- 所管課は選別作業に慣れていないことから、歴史博物館の専門職が助言指導を行うとのことであり、その対応業務もあるが、所管課が事務室等で保存している永年保存の文書が大量に歴史博物館へ移管されてくることも考えられるため、軌道に乗るまでの数年間は非常に負担は大きいと思われる。
- それらの業務を担えるだけの人員がなければ、せっかく制度を作っても絵に描いた餅になりかねず、大変危惧する。
- 歴史的公文書の保存場所について、国に準じた制度では、文書が増え続けることとなる。現在、歴史博物館以外の場所で一時的に保存している文書について、より狭くなる施設へ移すとのことだが、保存環境も含めて、現状を視察した範囲では、大いに不安である。

歴史的公文書の選別、保存等について (永久保存義務)

- 法第25条では、「歴史資料として重要でなくなったと認められる場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て廃棄することができる」と規定されており、「歴史資料として重要でなくなる」という意味は、「物理的に判読ができなくなった状態に限られる」との解釈があり、歴史公文書となったものは、事実上、永久に保存するということになる。
- 歴史的公文書として歴史博物館に移管された後、全く廃棄できないとなれば、市は、書庫の面積を永遠に増やしていかなければならず、現実性を欠いていると考える。また、選別基準についても、年月が経てば違った考え方が出てくることも当然あり得る。手続きについては、十二分に考える必要はあるが、歴史的公文書であっても廃棄することの可能性についても検討する方がよいと思われる。

歴史的公文書の選別、保存等について

(選別基準)

- 所管課には、専門的な視点がないことから、選別基準が極めて重要になると思われる。
- 事務局提示の選別基準は、「～に関するもの」との表現となっているため、所管課においては、「～に関する」かどうかの判断が難しい場合も多いと思われる。
- 事務局提示の選別基準は、Q & Aがあるとは言えかなり抽象度が高いため、所管課から歴史博物館の専門職に対して、多くの問い合わせが予想され、マンパワーとの関係で危惧する。
- 条例施行後の本格実施でも、この選別基準を用いて、移管又は廃棄の選別が所管課で行われるとすれば、組織間で、バラつきが発生することが想定され、その調整も、歴史博物館の専門職の業務量増につながるのではと危惧する。
- 一方、国の制度では、ガイドラインの別表第2において、保存期間満了時の措置として、各部署が、廃棄か移管かについて機械的に運用できるよう、比較的細かい基準が示されている。
- 尼崎市においても、各所管課からすれば、こうした基準があった方が機械的に選別しやすく、また長期的な制度の運用という観点からも、望ましいと思われる。
- 専門職であるアーキビストにとっては、裁量が一定程度必要であり、抽象度が高い基準の方がよいが、専門能力がない所管課の職員にとっては、基準の抽象度が高ければ、選別の際に判断に迷う状況になると考えられる。
- 所管課によって異なった判断にならないようにする意味でも、ある程度具体的で、かつ形式的に判断できるような基準があった方が制度としては運用しやすいと思われる。